渡嘉敷村景観条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　事前協議等（第４条）

第３章　行為の届出等（第５条－第17条）

第４章　景観重要建造物等（第18条）

第５章　景観アドバイザー及び助成等（第19条－第21条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び渡嘉敷村景観条例（令和２年条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第２条第２号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

（１）擁壁、垣・さく・塀等

（２）彫刻、記念碑その他これらに類するもの

（３）煙突、排気塔その他これらに類するもの

（４）鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの

（５）電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

（６）高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

（７）観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設

（８）コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

（９）自動車車庫の用に供する立体的な施設

（10）石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設

（11）汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設

（12）電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線類（支柱物含む。）

（13）太陽光発電設備・風力発電設備類

（14）墓園類

（建築物及び工作物の高さの算定）

第３条　建築物及び土地に定着する工作物の高さは、地盤面からの高さによるものとする。

２　前項の「地盤面」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第２項の規定によるものとする。

第２章　事前協議等

（事前協議書の提出）

第４条　条例第14条第１項の規定による事前協議をしようとする者は、渡嘉敷村景観計画区域内行為事前協議書（様式第１号）を提出するものとする。

２　渡嘉敷村景観計画区域内行為事前協議書には、別表１に掲げる図書その他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。

３　村長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第３章　行為の届出等

（景観計画区域内における行為の届出）

第５条　法第16条第１項の規定による届出は、渡嘉敷村景観計画区域内行為届出書（様式第２号）により別表２に定める必要な図書を添付して行うものとする。

２　法第16条第２項の規定による届出は、渡嘉敷村景観計画区域内行為変更届出書（様式第３号）により別表２に定める必要な図書を添付して行うものとする。

（適合通知）

第６条　村長は、法第16条第１項又は同条第２項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第８条第１項に基づく渡嘉敷村景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、渡嘉敷村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第７条　村長は、法第18条第２項の規定により期間を短縮したときは、渡嘉敷村景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書（様式第５号）により、法第16条第１項又は同条第２項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（届出及び勧告等の適用除外）

第８条　条例第16条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（１）建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該建築物の建築面積が10平方メートル未満のもの

（２）外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該建築物のうち外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の1/2未満のもの

（３）第２条に掲げた工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表３に掲げるもの

（４）工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、別表３に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が1/2未満のもの

（５）法第16条第１項第３号に規定する開発行為は、その規模が、300平方メートル未満若しくはのり面の高さが3.0メートル未満のもの

（６）前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

 （景観審議会への意見聴取）

第９条　村長は、条例第18条の規定による助言及び指導又は条例第19条の規定による勧告、命令及び公表、若しくは条例第20条の規定による要請をしようとする場合において、必要があると認めるときは、条例第30条第１項に規定する渡嘉敷村景観審議会の意見を聴くものとする。

（届出をした者に対する勧告）

第10条　法第16条第３項の規定による勧告は、渡嘉敷村景観計画区域内行為設計変更等勧告書（様式第６号）によるものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等）

第11条　法第16条第５項に規定する通知は、渡嘉敷村景観計画区域内行為通知書（様式第７号）により別表２に定める必要な図書を添付して行うものとする。

２　法第16条第６項に規定する協議を求めるときは、渡嘉敷村景観計画区域内行為協議書（様式第８号）によるものとする。

（指導）

第12条　条例第18条の規定による指導は、渡嘉敷村景観計画区域内行為設計変更等指導書（様式第９号）によるものとする。

（変更命令等）

第13条　法第17条第１項の規定による命令は、渡嘉敷村景観計画区域内行為設計変更等命令書（様式第10号）によるものとする。

２　法第17条第４項に規定する通知は、渡嘉敷村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（様式第11号）によるものとする。

３　法第17条第５項の規定による命令は、渡嘉敷村景観計画区域内行為原状回復等命令書（様式第12号）によるものとする。

４　法第17条第７項に規定する報告は、渡嘉敷村景観計画区域内行為状況等報告書（様式第13号）によるものとする。

５　法第17条第８項及び法第23条第３項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第14号）によるものとする。

 （行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第14条　村長は、法第18条第２項の規定により期間を短縮したときは、渡嘉敷村景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（様式第15号）により、法第16条第１項又は同条第２項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（公表する事項）

第15条　条例第19条第１項に規定する公表は、次に掲げる事項とする。

（１）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（２）建築行為等の対象行為、位置及び区域

（３）事実の経緯

２　公表は、前項各号に掲げる事項を告示及びその他の方法により行うものとする。

（塗装行為の承認申請）

第16条　条例第21条に規定する塗装行為の承認申請は、渡嘉敷村景観計画区域内塗装行為承認申請書（様式第16号）によるものとする。

（完了届）

第17条　条例第22条に規定する完了届は、渡嘉敷村景観計画区域内行為完了届（様式第17号）によるものとする。

第４章　景観重要建造物等

（景観重要建造物及び景観重要樹木の標識）

第18条　村長は、法第19条に規定する景観重要建造物又は法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたとき、法第21条第２項の規定又は法第30条第２項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

（１）景観重要建造物又は景観重要樹木である旨

（２）景観重要建造物又は景観重要樹木の名称

（３）指定番号及び指定年月日

（４）所有者又は管理者名

（５）その他村長が必要と認める事項

第５章　景観アドバイザー及び助成等

（景観アドバイザー）

第19条　条例第32条に規定する景観アドバイザーは、良好な景観の形成、建築物の意匠形態、色彩等に関する専門的知識を有する者のうちから村長が委嘱又は任命する。

２　景観アドバイザーの任期は、２年とする。

３　景観アドバイザーは、再任されることができる。

（助成等の申請及び交付）

第20条　条例第29条に規定する助成等を受けようとするときは、渡嘉敷村景観むらづくり活動助成等申請書（様式第18号）により次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請を行うものとする。

（１）助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書

（２）その他村長が必要と認める事項

２　景観むらづくり活動助成等の種類は、景観むらづくり活動経費に対する助成、景観むらづくり活動の実施に必要な材料等への助成等とし、助成金の交付額等は予算の範囲内で渡嘉敷村景観形成助成金交付要綱に基づき交付するものとする。

（委任）

第21条　この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。